

国立大学法人大阪大学基本給表等の適用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学教職員給与規程等に定める基本給表等の適用関係について定めることを目的とする。

(基本給表及び基本年俸表の適用)

第2条 次の各号に掲げる基本給表及び基本年俸表の適用については、この細則の別表第1に定めるところによる。

- (1) 国立大学法人大阪大学教職員給与規程の別表第1から別表第3に定める基本給表
 - (2) 国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程の別表第1から別表第3に定める基本給表
 - (3) 国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程の別表第1及び別表第2に定める基本年俸表
 - (4) 国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程の別表第1に定める基本年俸表
 - (5) 国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程の別表第1及び別表第2に定める基本年俸表
 - (6) 国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程の別表第1及び別表第2に定める基本年俸表
 - (7) 国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の別表第1から別表第4に定める基本年俸表
 - (8) 国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程の別表第1及び別表第2に定める基本年俸表
- 2 次の各号に掲げる指定職基本給表の適用については、この細則の別表第2に定めるところによる。
- (1) 国立大学法人大阪大学教職員給与規程の別表第4に定める指定職基本給表
 - (2) 国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程の別表第4に定める指定職基本給表

附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年7月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行日の前日において指定職基本給表を適用されている部局長は、当該任期（施行日以後に当該部局長に引き続き再任された場合の任期を含まない。）が満了するまでの間、第2条の規定にかかわらず、従前の例により指定職基本給表を適用するものとする。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年6月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1

基本給表の名称	職名	基本給表の名称	職名
一般職基本給表(一)	上席部長	教職員基本年俸表(一)	教授
	特命部長		准教授
	部長		講師
	次長		助教
	課長		学術政策研究員
	室長	教職員基本年俸表(二)	教授
	事務長		准教授
	技術主監		講師
	課長補佐		助教
	室長補佐	教職員基本新年俸表(一)	教授
	事務長補佐		准教授
	専門員		講師
	技術専門員		助教
	班長 (産業科学研究所技術室に限る。)	教職員基本新年俸表(二)	講師
	主任専門職員		(歯学部附属歯科技工士学校の教員に限る。)
	専門職員	任期付特任教員等基本年俸表	教授
	技術専門職員		(高等共創研究院の教員に限る。)
	係長		准教授
	主任		(高等共創研究院の教員に限る。)
	図書職員		講師
	技術職員		(高等共創研究院の教員に限る。)
	事務職員		助教
	他の基本給表の適用を受けない教職員		(高等共創研究院の教員に限る。)
一般職基本給表(二)	機械操作員		寄附講座教授
	医療技術助手		寄附講座准教授
	調理士		寄附講座講師
	看護助手		寄附講座助教
教育職基本給表(一)	教授		寄附研究部門教授
	准教授		寄附研究部門准教授
	講師		寄附研究部門講師
	助教		寄附研究部門助教
	助手		特任教授(常勤)
	教務職員		特任准教授(常勤)
教育職基本給表(二)	講師		特任講師(常勤)
	(歯学部附属歯科技工士学校の教員に限る。)		特任助教(常勤)
医療職基本給表(A)	薬剤部長		特任学術政策研究員(常勤)
	副薬剤部長		特任研究員(常勤)
	薬剤主任 (医学部附属病院薬剤部の室長を含む。)	任期付特任職員基本年俸表	特任上級専門員
	薬剤師		特任専門員
	医療技術部長		特任専門職員
	診療放射線技師長		特任事務職員
	副診療放射線技師長		特任上級技術専門員
	主任診療放射線技師		特任技術専門員
	診療放射線技師		特任技術専門職員
	栄養管理室長		特任技術職員
	主任栄養士	任期付特任技術職員(医療)基本年俸表	特任薬剤師
	栄養士		特任診療放射線技師
	臨床(衛生)検査技師長		特任栄養士
	副臨床(衛生)検査技師長		特任臨床検査技師
	主任臨床(衛生)検査技師		特任衛生検査技師
	臨床検査技師		特任理学療法士
	衛生検査技師		特任作業療法士
	理学療法士長		特任臨床工学技士
	主任理学療法士		特任言語聴覚士
	理学療法士		特任歯科衛生士
	作業療法士長		特任歯科技工士
	主任作業療法士		特任視能訓練士
	作業療法士		特任医療技術員
	臨床工学技士長	任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表	寄附講座教授
	副臨床工学技士長		寄附講座准教授
	主任臨床工学技士		寄附講座講師
	臨床工学技士		寄附講座助教
	言語聴覚士長		寄附研究部門教授
	主任言語聴覚士		寄附研究部門准教授
	言語聴覚士		寄附研究部門講師
	歯科衛生士		寄附研究部門助教
	歯科技工士		特任教授(常勤)
	主任視能訓練士		特任准教授(常勤)
	視能訓練士		特任講師(常勤)
	医療技術員		特任助教(常勤)
医療職基本給表(B)	看護部長		特任学術政策研究員(常勤)
	副看護部長	任期付嘱託職員基本年俸表	特任研究員(常勤)
	看護師長		嘱託職員(マネジメントクラス)
	副看護師長		嘱託職員(アッパークラス)
	助産師		嘱託職員(ミドルクラス)
	看護師		嘱託職員(エキスパートクラス)
	准看護師		嘱託職員(ユニバーサルクラス)
		特例任期付嘱託職員基本年俸表	特例嘱託教務職員
			特例嘱託技術職員
			特例嘱託医療技術職員
			特例嘱託看護技術職員
			特例嘱託技能職員

別表第2 指定職基本給表の適用を受ける者とその適用期間

指定職基本給表の適用者	指定職基本給表の適用期間
文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞 又は日本芸術院賞の受賞者	定年退職前3年以内の総長が定めた日から退職の日までの期間
ノーベル賞、文化勲章又はフィールズ賞の受賞者	当該受賞日以降における総長が定めた期間